



豊岡市居宅生活支援事業

# 移動支援ガイドライン

平成 24 年 10 月

豊岡市健康福祉部社会福祉課



## 1. 事業概要

屋外において単独での移動が困難な障害者（児）が、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出をする際に、ガイドヘルパーが付き添い、外出時に必要となる移動の介助及び外出に伴って必要となる身の回りの介護を行います。

## 2. 対象者

移動支援の対象者は、下表のいずれかに該当する小学生以上の方とします。

障害種別	対象要件
身体障害者（児）	全身性障害 身体障害者手帳を所持し、肢体不自由の障害程度等級が1級に該当し、外出時における移動に支援が必要な方。
知的障害者（児）	療育手帳を所持し、外出時における移動に支援が必要な方。
精神障害者（児）	精神障害者保健福祉手帳を所持し、外出時における移動に支援が必要な方。

※ 以下に該当する方は移動支援を利用できません。

- ① 障害者総合支援法に基づく障害者支援施設等の入所施設に入所中の方
- ② 医療機関に入院中の方
- ③ 重度訪問介護、重度障害者等包括支援、行動援護、同行援護の支給決定を受けた方

※ 豊岡市の支給決定を受けて市外のグループホームまたはケアホームに入居されている方は、自立支援給付の居住地特例の考え方に準じます。

## 3. 実施方法

移動支援のサービス提供形態としては、「個別支援型」と「グループ支援型」の2種類の方法があります。

### （1）個別支援型

1人の障害者（児）に対して、ガイドヘルパーが1人で支援を行います。ただし、障害者（児）の身体状況や行動障害を勘案し、1人のガイドヘルパーで介護することが困難である場合は、2人のガイドヘルパーでの介護を認める場合があります（重度訪問介護や行動援護への移行が可能であればそちらが優先となります）。

### （2）グループ支援型

複数の障害者（児）に対して、ガイドヘルパーが同時支援を行います。ガイドヘルパーが1人で同時に支援できるのは最大3人までとします。

ただし、サービスを提供する事業者において安全性が確保できなければ個別支援型で

の対応となります。なお、グループ支援型の導入は、利用者相互の交流と社会参加の促進を図るためであり、ガイドヘルパー不足の解消を目的とするものではありません。

#### 4. 外出の範囲

居宅生活支援事業の目的、趣旨から判断し、原則として1日の範囲内で用務を終えることの可能なものを移動支援の対象とします。

また、「居宅～目的地～居宅」の一連の行為が移動支援の対象となりますが、この一連の行為の中で、居宅から目的地（目的地から居宅）の支援を家族等が行う場合については、片道又は目的地のみの支援であっても、移動支援の対象となります。

##### (1) 対象となる外出の範囲

項目	外出例
社会生活上必要不可欠な外出（通院等介助の対象となるものを除く）	公的な機関（官公庁、金融機関、郵便局、警察署等）における諸手続き
	医療機関への受診（定期的な通院計画を持たないもの）
社会参加のための外出	美術館、博物館、図書館、文化センター、市民センター、公民館等の利用
	健康増進（体育館、競技場、プール、トレーニングジム等の利用）
	水族館等観光施設の利用
	買物
	理容・美容
	冠婚葬祭
	地域の自治会、子ども会等の行事、祭りへの参加
	映画鑑賞、カラオケ、ボウリング、コンサート、外食等
	各種団体の行事や会合等
初詣、墓参り等社会的慣習による外出	
その他上記の目的に準ずる外出	

##### (2) 対象とならない外出の範囲

内容	外出例
経済活動に係る外出	・通勤、営業活動、その他収入を得ることを目的とした外出
通年かつ長期にわたる外出	・学校への通学、施設への通所 ・定期的な通院 ・グループホームやケアホームから施設や会社等への送迎 ・スイミングスクールや学習塾のように週や月単位で予定が決まっているものへの外出

社会通念上適当でないと認められる外出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宗教活動・政治活動に係る外出（布教・勧誘活動、選挙運動等）</li> <li>・ギャンブル、公序良俗に反することを目的とする外出</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所が企画するイベントへの外出</li> <li>・預かり目的での外出</li> </ul>

※通学、通所については、移動支援を利用することはできませんが、介護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、一時的に移動支援の利用が認められる場合がありますので、豊岡市社会福祉課にご相談ください。

## 5. サービスの内容

移動支援で提供するサービス内容は、利用者の障害に起因して必要となる外出時の介助に限られます。具体的な事例は以下のとおりです。

### （1）移動支援の対象となる事例

- ① 移動に伴う支援（車への乗降介助、交通機関の利用補助等）
- ② 外出先でのコミュニケーションの支援（代読、代筆等）
- ③ 外出先での排せつ、食事、更衣等の介助
- ④ 外出に伴い必要と認められる身の回りの世話

### （2）移動支援の対象とならない事例

- ① 外出先での単なる待ち時間で、具体的な支援を行う必要がない場合
- ② 遊び相手（キャッチボールの相手やカラオケで一緒に歌うなどの行為）
- ③ 移動支援事業所等が発案・企画するイベント等への参加及びそれに類する場合
- ④ 外出の主たる目的地を移動支援事業所等として「預かり行為」を行う場合（※移動支援は、障害者（児）に対する外出支援を目的としているため、介護者の休息を目的としたものは対象となりません。）

## 6. 支給量

障害者（児）またはその家族より外出の目的、場所、頻度等について聞き取りの上、下表に規定する支給量の範囲内で決定します。

18歳以上で日中活動系サービス未利用者	50時間
18歳以上で日中活動系サービス利用者	30時間
18歳未満の障害児	20時間

※日中活動系サービスとは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センター、小規模作業所とします。

## 移動支援に関するQ&A

Q1 短期入所事業所への送迎に移動支援を利用することは可能ですか。

A1 短期入所の送迎については、原則、移動支援を利用できません。ただし、あらかじめ、送迎予定であった家族等が、体調不良等の理由により送迎することが困難となった場合は、例外的に認められる場合があります。

Q2 日中一時支援事業所への送迎に移動支援を利用することは可能ですか。

A2 原則として、利用できません。ただし、日中一時支援の利用が緊急性のあるものについては、例外的に認められる場合があります。

Q3 障害者支援施設に入所中ですが、移動支援を利用することは可能ですか。

A3 移動支援は、在宅生活を送っている方の社会生活上必要な外出支援を行うサービスであるため、入院中や施設入所中（短期入所中を含む）の方は、外泊中や一時帰宅中であっても移動支援を利用することはできません。

Q4 子どもの通学をいつも保護者がしていましたが、保護者が入院したため、子どもの通学ができない場合に、移動支援を利用することは可能ですか。

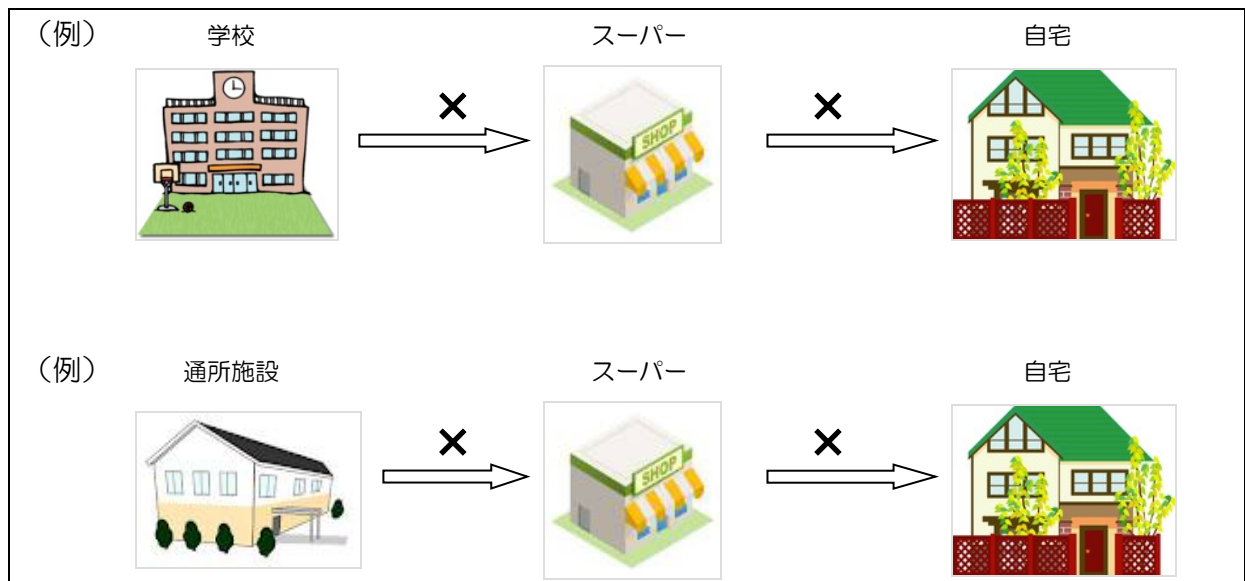
A4 可能です。通常、学校への送迎は通年かつ長期にわたる外出となるため利用できませんが、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、一時的に移動支援の利用が認められる場合があります。

Q5 家族が不在のため子どもを遊びに連れて行ってもらうことはできますか。

A5 障害を起因とするニーズではなく、子育てからくるニーズであるため認められません。

Q6 通所施設、職場または学校からの帰り道に移動支援を利用して買物や寄り道をすることはできますか。

A6 一連の流れや主たる移動の目的を考えると、通所、通勤、通学の一部に当たるものであり認められません。



Q7 移動支援で通院時の介助を行うことはできますか。

A7 居宅介護（通院等介助及び通院等乗降介助）の対象者や介護保険の被保険者については、障害福祉サービス及び介護保険制度を優先して利用することになります。

Q8 1回の移動支援で複数の目的地に行くことは可能ですか。

A8 可能ですが、複数の目的地の中に、1箇所でも移動支援の対象とならない目的地が含まれる場合は、当該移動支援全体が算定対象となりません。

Q9 家族等が目的地まで送迎する場合に、事業者としては目的地のみの支援を行うことになりませんが、目的地のみの支援をもって移動支援の利用は可能でしょうか。

A9 目的地が移動支援の対象となる場所であり、居宅～目的地～居宅の経路上にあれば、目的地のみの支援であっても移動支援の利用は可能です。  
ただし、いわゆる「預かり行為」と考えられる場合は、利用対象外となります。

Q10 入退院の際に移動支援を利用することはできますか。

A10 入退院時であっても、移動及びその準備等に支援が必要な場合は、移動支援の利用は可能です。ただし、乗車前、乗車後の介助や乗降車の介助を含まない単なるタクシー代替りの利用等の場合は対象となりません。

Q11 1回あたりのサービス提供時間に制限はありますか。

A11 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、1回のサービス提供時間に制限はありません。

Q12 豊岡市外に行く場合であっても、移動支援を利用することはできますか。

A12 1日の範囲内で用務を終えるものであれば、市外に行く場合も移動支援の利用は可能です。

Q13 ヘルパーが運転する車を利用して目的地まで移動した場合でも、移動支援の算定対象となりますか。

A13 ヘルパー自らが運転する場合、運転時間中は、常時支援が行える状態にはないため、運転時間を除いて移動支援を算定することとなります。

また、ヘルパー自らが運転する車をサービス提供に用いる場合には、運送に係る費用の徴収に関わらず、別途、道路運送法上の許可（一般乗用旅客自動車運送事業又は福祉有償運送等）が必要となります。これらを受けずに実施した場合は、移動支援の算定対象とはなりません。

Q14 施設や学校の行事に参加するときに、移動支援を利用して送迎又は行事の付き添いをすることは可能ですか。

A14 施設、学校側の主催によるものであり、その施設や学校に所属しているものに対しては、施設、学校側に監督責任があることから認められません。

Q15 外出先で利用者とヘルパーと一緒に食事をした場合は、移動支援の算定は可能ですか。

A15 ヘルパーが食事をしている間は、常時支援が行われている状態とはいえないため、原則として移動支援の算定対象には含まれません。

Q16 銭湯、温泉等の余暇を目的とした入浴の場合、入浴に伴う介助を移動支援の対象としてよいですか。

A16 居宅介護（身体介護）での入浴介助に要する時間の不足を補う等の目的では、移動支援の対象とはなりません。公衆浴場等における余暇を目的とした入浴であれば、その際に必要となる介助も移動支援の対象として差し支えありません。



Q17 移動支援を利用してプールに行く場合、プールの中の介助も移動支援として算定することはできますか。

A17 移動支援の対象となるのは、目的地に行くまでの移動の介助及び目的地での移動、食事、排せつ等の介助や、危険回避のための必要な支援を行った場合となります。

したがって、プール内であっても利用者の安全確認等、移動支援の対象となる支援を行なった場合は算定対象となりますが、「水泳の指導」、「一緒に遊ぶ」といった行為については、移動支援の対象とすることはできません。

Q18 介護保険サービスを受けていますが、移動支援は利用できますか。

A18 介護保険で対応できるサービスは介護保険を優先することとなるため、余暇活動等の社会参加の外出についてのみ利用できます。

Q19 通年かつ長期にわたる外出は対象外となっていますが、通年かつ長期とはどのぐらいの期間ですか。

A19 通年は1年を通して、長期とは3ヶ月を超えることを意味します。

Q20 2人のヘルパーが付き添う場合の支給量の上限はいくらですか。

A20 2人のヘルパーから1時間の移動支援を受けた場合、 $2人 \times 1時間 = 2時間$ という算定になるため、例えば、決定支給量 30 時間の方が常に2人のガイドヘルパーから支援を受けている場合は15時間が上限となります（ $30時間 = 2人 \times 15時間$ ）。

Q21 2人のヘルパーに外出の支援をしてもらうことができるのはどのような場合ですか。

A21 次のいずれかに該当する場合に利用可能です。

- ① 利用者の身体的理由により、ヘルパー1人による介護が困難である場合  
（例）体重が重たい利用者で、移乗・排泄介助がヘルパー1人では困難な場合
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物損壊行為等が認められる場合  
（例）多動のため行動予測が困難な利用者で、ヘルパー1人では危険が伴う場合

〔本ガイドラインは、豊岡市における移動支援事業の考え方をまとめたものです。今後の法令  
通知や社会情勢等により変更することがあります。〕

問合せ先

〒668-0046 兵庫県豊岡市立野町12番12号

豊岡市役所 健康福祉部 社会福祉課 障害福祉係

電話 0796-24-7033 FAX 0796-24-4516